本 庁 出先機関 教育委員会 警察本部

静岡県公舎管理規程(昭和31年静岡県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。 令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前

(公舎の管理者)

- 第2条 公舎は、次に掲げる者(以下「管理 者」という。)が管理し、総括事務は経営管理 部長がこれを行う。
  - (1) 知事部局所属の公舎にあっては、経営管 理部行政経営局福利厚生課長

(2) • (3) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、経営管理部総務 局総務課所属の公舎にあっては経営管理部総 務局総務課長が、出先機関(各かいに所属す る出先機関を除く。) 所属の公舎にあっては当 該出先機関の長が、出先機関(各かいに所属 する出先機関に限る。) 所属の公舎にあっては 当該かいの長がそれぞれ管理し、総括事務は 経営管理部長がこれを行う。
- 3 (略)

- (公舎の管理者)
- 第2条 公舎は、次に掲げる者(以下「管理 者」という。)が管理し、総括事務は経営管理 部長がこれを行う。

改正後

(1) 知事部局所属の公舎にあっては、経営管 理部職員厚生課長

(2) • (3) (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、経営管理部総務 課所属の公舎にあっては経営管理部総務課長 が、出先機関(各かいに所属する出先機関を 除く。)所属の公舎にあっては当該出先機関の 長が、出先機関(各かいに所属する出先機関 に限る。)所属の公舎にあっては当該かいの長 がそれぞれ管理し、総括事務は経営管理部長 がこれを行う。
- 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。